

# 三宅島噴火及び新島・神津島近海地震非常災害対策本部 第4回本部会議の結果概要

平成14年5月10日  
政府非常災害対策本部  
(内閣府防災担当)

避難生活が長期間に渡り、かつ、帰島の目途が立っていないという状況が継続していること。

一方で、新たな状況として、火山ガスの観測結果が4月以降3週連続して1万トンを切ったこと。

また、三宅村において復興基本構想の策定作業が進んでいること。

等を踏まえ、以下の事項を中心に、今後とも政府一丸となって、三宅島災害対策に万全を期すこととした。

- 1．生活支援について、これまでに講じている対策を引き続き着実に実施するとともに、災害保護の観点から、既存制度の弾力的運用を含め、さらなる支援策の実施に関して検討を行う。
- 2．島内の災害復旧事業の着実な推進を図る。
- 3．滞在型の一時帰宅や本格的帰島を実施する際に必要となる避難施設の整備を支援するため、火山ガスの状況等を見極めた上で、活動火山対策特別措置法の適用について、検討に着手する。
- 4．三宅村の復興計画の検討状況を踏まえつつ、本格帰島が実現した場合の支援について検討に着手する。
- 5．現在の実態に則し、「平成12年三宅島噴火及び新島・神津島近海地震非常災害対策本部」を「平成12年三宅島噴火非常災害対策本部」に改組する手続きを進める。